

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「部活動中の事故に関する和解等について」に対する意見）

保健体育課

1 概要

令和5年第4回沖縄県議会に知事が提出した議案「部活動中の事故に関する和解等について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年11月20日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「部活動中の事故に関する和解等について」の概要

(1) 令和5年2月17日17時50分頃、県立八重山高等学校グラウンドにおいて、同校野球部の部活動中に生徒の打球が防球ネットを越え、隣接する市道を歩行していた者に当たり、肋軟骨を骨折させた。

(2) 県は、本件事故について過失を認め、本件事故による一切の損害賠償として、相手方及び相手側が加入している保険者に対し、総額427,082円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

当事者 甲 [REDACTED]
乙 那覇市旭町114番4号おきでん那覇ビル 全国健康保険協会沖縄支部
丙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(3) 和解内容について

- ① 丙は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、総額427,082円の支払義務があることを認める。
- ② 甲は、本件事故に関して、乙が保険者である健康保険により、医療機関に対し24,213円が支払われたことを認める。
- ③ 丙は、第1項の損害賠償金のうち、甲に対し402,869円、乙に対し24,213円の支払義務があることを認める。
- ④ 丙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を甲及び乙にそれぞれ支払う。
- ⑤ 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「部活動中の事故に関する和解等について」は、異議がない旨を回答した。